

豊田市ファミリーシップ宣言に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市総合計画のまちづくりの基本的な考え方において示される様々な人が持つ価値観などを「共有する豊かさ」が重要となることや、多様な働き方・暮らし方の選択肢の創出などによる一人ひとりの幸せの実現や満足度の向上を前提とし、第4次とよた男女共同参画プラン（クローバープラン）の基本理念「誰もが自分らしく楽しく暮らせる社会」に基づき、多様性を受け入れるダイバーシティ社会の実現を目指し、性的少数者に係るファミリーシップ宣言について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性とは異なる者をいう。
- (2) ファミリーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的少数者である2人の者の関係及び、当該パートナーの一方又は双方の実子又は養子（以下子とする）を始めとした近親者を含めた関係をいう。

(ファミリーシップ宣言をすることができる者の要件)

第3条 宣言をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年4月27日法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が本市に住所を有している（宣言日後3か月以内に市内への転入を予定している場合も含む。）こと。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）がないこと。
- (4) 双方とも他の者とファミリーシップ宣言又はそれに類するものをしていないこと。
- (5) 宣言をしようとする者同士が直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、宣言をしようとする者同士が養子縁組をしている場合を除く。

(ファミリーシップ宣言の方法)

第4条 宣言をしようとする者は、豊田市ファミリーシップ宣言書（様式第1号。以下「宣言書」という。）に自ら記入し、市長に提

出するものとする。

- 2 宣言をしようとする者は、宣言する日時等について事前に市と調整するものとする。
- 3 宣言書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 双方の住民票の写し又は住民票記載事項証明書。ただし、市内への転入を予定しているものにあつては、その事実が確認できる書類。いずれも宣言日前3か月以内に発行されたものに限る。
 - (2) 双方の戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、独身証明書、婚姻要件具備証明書に日本語訳を付したものの又はその他婚姻していないことを証明する書類。いずれも宣言日前3か月以内に発行されたものに限る。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 4 宣言書の提出は、市長が指定する場所において行うものとする。
- 5 宣言をしようとする者のうち一方又は双方が宣言書に自ら記入することができないと市長が認めるときは、双方の立会いの下で他の者に代筆させることができるものとする。

（本人確認等）

第5条 市長は、宣言をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であつて、市長が認めたもの
- （通称名の使用）

第6条 宣言をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣言書において、氏名と併せて通称名（戸籍に記載された氏名に代わるものとして、国内において社会生活上通用していると認められるものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

- 2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、第4条の規定による宣言をするとき提示しなければならない。

（証明書の交付）

第7条 市長は、提出のあつた宣言書、添付書類等の提出及び双方のファミリーシップ宣言に関する意思確認を行う。適切な申請と認められるときは、当該者に対し、豊田市ファミリーシップ宣言証明書

(様式第2号)及び豊田市ファミリーシップ宣言証明カード(様式第3号)を宣言書の写しを添えて交付するものとする。(様式第2号及び様式第3号を以下「証明書」という。)この場合において、前条第1項の規定により通称名を使用したときには、通称名と共に戸籍に記載されている氏名を証明書に記載するものとする。

(証明書の再交付)

第8条 証明書の交付を受けた者は、当該証明書の紛失、毀損、汚損、その他市長が認める事情により証明書の再交付を希望するときは、豊田市ファミリーシップ宣言証明書再交付申請書(様式第4号)により申請することができる。

2 前項の申請があったときは、市長は証明書を再交付するものとする。

3 前項の規定による再交付を受けた者は、紛失した証明書を発見したときは、速やかに当該証明書を市長に返還しなければならない。

(宣言書記載事項変更の申出)

第9条 証明書の交付を受けた者は、住所、氏名その他宣言時に提出した書類の記載事項に変更があった場合には、ファミリーシップ宣言届出事項変更届(様式第5号)を交付済みの証明書とともに市長に提出するものとする。

(証明書の返還)

第10条 証明書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、豊田市ファミリーシップ宣言証明書返還届(様式第6号)に証明書を添付し、市長に届け出なければならない。

(1) 証明書の交付を受けた者の一方が死亡したとき。(やむを得ない場合を除く)

(2) 双方の意思によりファミリーシップが解消されたとき。

(3) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。

(4) 宣言書を提出した時点において、証明書の交付を受けた者のいずれか又は双方が第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

(証明書の無効)

第11条 市長は、証明書の交付を受けた者が虚偽その他不正な方法により証明書の交付を受けたこと又は証明書を不正に使用したことが判明したときは、証明書を無効とすることができる。

2 市長は、前項の規定により証明書を無効とした場合は、証明書の交付を受けた者に交付した証明書の返還を求めるものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、無効とした証明書の交付番

号（証明書ごとに付与された番号をいう）を公表することができる。

（自治体間連携に関する協定による証明書の交付）

第12条 市長は、宣言をしようとする者が「パートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定」（以下「連携協定」という。）を本市と締結している自治体（以下「連携自治体」という。）の交付を受けている場合において、本市への住所地の変更後も引き続きファミリーシップの関係を継続し、第3条各号に掲げる要件の全てを満たしていると認めるときは、連携協定の規程に基づき、証明書の交付を受けることができる。

2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「転入宣言者」という。）は、所定の事項をそれぞれ自署したパートナーシップ・ファミリーシップ制度継続申告書（様式第7号）（以下「申告書」という。）に、次に掲げる書類を添付し市長に提出するものとする。

（1）連携自治体発行の証明書等

（2）住所地の変更を証する書類

3 市長は、転入宣言者に対し第1項の規程により証明書を交付した場合は、遅滞なく転出元である連携自治体に通知する。

ただし、第2項に規定の申告書により転入宣言者双方の同意を得るものとし、同意を得られない場合は、本条の規定による手続きを行うことができない。

4 転入宣言者は、申告書を提出する際に、第4条第3号各号のいずれかの書類を市長に提示しなければならない。

5 市長は、証明書の交付を受けた者又は転入宣言者が連携自治体へ転出し、当該自治体に継続申告に係る書類として証明書を提出した場合は、前条の規定にかかわらず、証明書が返還されたものとみなす。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年 7月16日から施行する。

この要綱は、令和5年10月17日から施行する。